

令和7年2月28日

建設関係課長 様

契 約 検 査 課 長
(建設工事監理室)

営繕工事設計標準単価及び設計業務委託等技術者単価
の運用に係る特例措置等について

令和7年3月から適用する労務単価（以下、営繕工事にあつては「新営繕単価」、設計業務委託等にあつては「新技術者単価」という。）が、令和6年3月適用労務単価（以下、営繕工事にあつては「旧営繕単価」、設計業務委託等にあつては「旧技術者単価」という。）から引き上げられたことに伴い、下記のとおり特例措置等を定めましたので通知します。

また、下記の特例措置等の適用対象となる受注者に対しては、発注者からその旨を十分周知していただくよう努めてください。

記

1. 工事の特例措置等について

(1) 特例措置について

令和7年3月17日以降に契約を締結する工事のうち、旧営繕単価を適用して予定価格を積算しているものについては、松江市建設工事請負契約約款第58条の規定により、新営繕単価に基づく請負代金額に変更する。

(2) インフレスライド条項の適用について

令和7年3月16日以前に契約を締結した工事のうち、残工期が基準日から2ヶ月以上あるものについては、松江市建設工事請負契約約款第26条第6項の規定を適用する。

2. 業務委託の特例措置について

令和7年3月1日以降に契約を締結する業務委託のうち、旧技術者単価を適用して予定価格を積算しているものについては、松江市建築設計業務委託契約書における「契約外の事項」の規定により、新技術者単価に基づく業務委託料に変更する。

3. 特例措置等の具体的な取扱い

平成26年3月5日付け営第1009号「営繕工事設計標準単価及び設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置等について」（島根県総務部長（営繕課）通知）の別添1～3の規定を準用（別添2の1（2）及び4（3）を除く。）すること。その際、別添1の「平成26年2月10日」は「令和7年3月17日」に、別添3の「平成26年2月1日」は「令和7年3月1日」に読み替えて準用すること。

なお、インフレスライド条項の適用にあたっては、令和5年3月15日付け営第762号「「賃金等の変動に対する工事請負契約書第26条第6項（インフレスライド条項）運用マニュアル（暫定版）（営繕工事版）」について」（島根県総務部長（営繕課）通知）を準用すること。その際「島根県」は「松江市」に、「営繕課」は「発注者」に読み替えて準用すること。

また、スライド額が減額となった場合は適用しないこと。

4. 添付資料

- (1) 平成26年3月5日付け営第1009号「営繕工事設計標準単価及び設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置等について」(島根県総務部長(営繕課)通知)
- (2) 「賃金等の変動に対する工事請負契約書第26条第6項(インフレスライド条項)運用マニュアル(暫定版)(営繕工事版)」(島根県総務部長(営繕課))